

令和5年4月 事務所ニュース

丸一社労士事務所 藤根陽子

〒277-0835 柏市松ヶ崎 1194-228
Tel070-3791-0150 fax04-7196-6033
e-mail : fuji1@maru1.co
千葉県社会保険労務士会所属
登録番号 第 12220001号
富山県朝日町 あさひ舟川 春の『四重奏』→



健康保険・厚生年金保険の適用拡大

～短時間労働者の対象企業規模を2段階で50人超まで～

対象	H28年10月～R4年9月末日	R4年10月～(現行)	R6年10月～(改正)
特定適用事業所	被保険者総数常時500人超	常時 <u>100人超</u>	常時 <u>50人超</u>
短時間労働者	1週の所定労働時間 20H 以上	変更なし	変更なし
	月額 88,000 円以上※1	変更なし	変更なし
	継続して1年以上使用される見込	継続して <u>2か月を超えて使用される見込</u> ※2	変更なし
	学生でないこと	変更なし	変更なし

※1 月額 88,000 円は基本給及び諸手当で判断する。(算入されない賃金:賞与等・時間外労働分
休日・深夜割増分、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当等)

※2 雇用契約が2か月を超える可能性がある場合、又は同様の契約書で過去に更新された実績
のある場合 詳細はこちら↓

日本年金機構 <https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/tekiyo/jigyosho/20150518.files/kinmukikan-qa.pdf>
短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大 Q&A 集(その2) (令和4年10月施行分)

出産育児一時金 50万円へ引き上げ

健康保険の被保険者、被扶養者並びに国民健康保険の被保険者が出産したときに支給される、

出産育児一時金は、令和5年4月から42万円から50万円に引き上げられました。

(妊娠週数が22週に達していないなど、産科医療補償制度の対象とならない出産の場合は
支給額が48.8万円となります。)

令和5年4月～中小企業も適用に

月60時間超の法定時間外労働の割増賃金率が50%以上へ

- ◆法定時間外労働とは1日8時間、週40時間を超えた労働時間を指しますが、この60時間の算定については、法定休日(週1の日曜等)の労働時間(割増率35%以上)は含まれません。それ以外の休日(土曜等)の法定時間外労働は含まれます。(25%以上の割増率だった部分が60時間を超えた分から50%以上となる)今後、割増賃金計算の観点から、法定休日とそれ以外の区別をしておくことが望ましいとされています。
- ◆60時間超の法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため、引上げ分の割増賃金の代わりに代替休暇(有給)を付与することができますが、そのためには過半数組合(それが無い場合は過半数代表者)との間で労使協定を結ぶことが必要です。
- ◆割増賃金率の引き上げに伴い、就業規則等の変更が必要となる場合があります。

マイナンバーカードで、スマホから“ねんきんネット”に



- ① マイナポータルのアプリをダウンロードして、マイナンバーカードでログイン
- ② 右上の **メニュー** から ▶サービス一覧 ▶もっとながる **ねんきんネット** へ
⇒記録確認や定期便等の通知書(発行済分)のダウンロードも可能です。

介護支援メモ

柏市では、令和5年4月から令和6年3月までの間、介護支援専門員の人材の確保及び定着を図るため、「介護支援専門員処遇改善事業補助金」を交付します。

→[柏市 HP から 補助金関係へ](#)

まじめな経営者様をご予算に合わせて、ていねいにサポート！

☎丸一社労士事務所 藤根陽子

〒277-0835 柏市松ヶ崎 1194-228

Tel 070-3791-0150 Fax 04-7196-6033 Mail:fuji1@maru1.co

※ 当事務所では、千葉SR経営労務センターによる特別加入(事業主様や役員の方、建設業一人親方の労災保険)も受付けております。お気軽にお問い合わせください。